

国民健康保険税の税率が決定しました

国民健康保険税(以下、国保税)は、皆さんが病気やけがをしたとき病院での医療費や保険の給付に充てられます。国保税は国民健康保険(以下、国保)制度を支える大切な財源です。今年度の国保税率が決定しましたので、お知らせします。

令和2年度国民健康保険税率表				
※()内は令和元年度の税率				
	課税方法	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分
①所得割額	国保加入者の令和元年中の基準総所得金額に対し、右の割合を乗じた金額	7.18% (7.64%)	2.45% (2.56%)	2.63% (2.33%)
②均等割額	国保加入者1人ごとに課税される金額	25,600円 (27,200円)	8,600円 (9,000円)	11,300円 (10,300円)
③平等割額	1世帯ごとに課税される金額	19,000円 (20,800円)	6,400円 (6,900円)	5,800円 (5,300円)

※「基準総所得金額」とは、令和元年中の総所得金額の合計額から33万円(基礎控除)を控除した金額をいいます。

※国保税額の算定方法・・・世帯内の国保加入者の所得割額、均等割額、平等割額(世帯)の合計が世帯での国保税額になります。また、加入者の年齢によって課税される区分が変わります。

40歳未満	医療保険分+後期高齢者支援分
40歳以上 65歳未満	医療保険分+後期高齢者支援分+介護保険分
65歳以上 75歳未満	医療保険分+後期高齢者支援分+介護保険料(※)

※65歳以上の人の場合、介護保険料は国保税には含まず別に納めます。納付は原則として年金から天引きとなります。

国保や健康保険の加入・脱退手続きはお早めに!

退職などで今まで加入していた健康保険の資格を喪失したり、新たに就職先で健康保険に加入した際は、国保の加入・脱退の手続きが必要です。加入の手続きが遅れると国保に加入した月までさかのぼって保険料を納めていただくことになります。また、脱退の手続きが遅れると国保に加入し続けている状態になり職場の健康保険と国保の保険料を二重に支払ってしまう場合があります。異動があったその日から14日以内に届け出を行ってください。

国保に加入するとき

- 転入
- 職場の健康保険などをやめた
- 子どもが生まれた
- 生活保護を受けなくなった

国保加入に必要なもの

- ◇健康保険資格喪失証明書、退職証明書
- ◇印鑑
- ◇マイナンバーがわかるもの

国保をやめるとき

- 転出
- 職場の健康保険などへ加入した
- 国保加入者が死亡した
- 生活保護を受け始めた

国保脱退に必要なもの

- ◇社会保険証(社会保険に加入した全員分)
- ◇国保の保険証
- ◇印鑑
- ◇マイナンバーがわかるもの

FAQ よくある質問

Q1 国民健康保険は必ず入る必要がありますか?

A1 日本では誰もが安心して医療を受けられるよう、全ての人が医療保険に入ります(国民皆保険制度)。職場の健康保険や後期高齢者医療制度の対象の人など他の医療保険に加入している人、生活保護を受けている人以外は国民健康保険に加入する必要があります。

Q3 退職後に次の就職先が決まり、健康保険に加入することになりましたが、国保加入の届け出は必要ですか?

A3 健康保険の加入期間には空白の期間はありませんが、退職後、新たな健康保険に加入するまでに1日でも空く場合には手続きが必要になります。

Q2 辞めた会社から資格喪失証明書が届かず、14日以内に手続きができない場合はどうすればいいのでしょうか?

A2 理由があれば14日を過ぎた場合でも手続きはできますので、証明書が届き次第、速やかに届け出をしてください。その場合、国保の加入日は届け出をした日ではなく、健康保険の喪失日までさかのぼって加入することになります。



国保税の納税義務者は世帯主です

国保は、扶養の概念がなく、世帯単位で加入します。世帯主が国保に加入していない場合でも、納税義務者は世帯主(※擬制世帯主)となります。国保に関連する通知なども世帯主あてに発送されます。

※国保被保険者の属する世帯で、世帯主が国保未加入の場合があります。このような世帯を「擬制世帯」といい、世帯主を「擬制世帯主」といいます。

所得の申告を忘れずに!

国保税の決定や軽減、入院時の食事代、※高額療養費の算出にあたっては、国保加入者(擬制世帯主を含む)全員の所得申告が必要です。

高額療養費は世帯単位で計算されますので、国保加入者の中に1人でも未申告の人がいると上位所得者にみなされて計算されます。申告をしていない人がいる世帯は必ず申告をしてください。なお、世帯の所得合計額

が一定基準以下るときには、国保税が軽減されます。※高額療養費制度は、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、暦月(月の初めから終わりまで)で一定額(自己負担限度額)を超えた場合に、その超えた金額が後日支給される制度です。

保険証の再交付には1週間かかります

保険証を紛失してしまったときは、町民生活課窓口で再交付手続きをすることができます。なお、保険証が再交付されるまでには1週間ほどかかります。再交付申請の際に引換書をお渡しし、1週間後に保険証と引換書とを交換します。申請から再交付までの間に医療機関にかかりたい場合は、申請者が国保の加入者である証明書をお渡しすることができ、窓口で申し出てください。

また、保険証の再交付申請には、印鑑が必要になりますので、必ずお持ちください。

▼問い合わせ先

町民生活課 国保年金係
☎(62) 2114